

今 治 市 長 菅 良 二 様

今 治 市 議 会 議 長 中 村 卓 三 様

今治市監査委員 川 口 義 輝

同 藤 原 秀 博

財政的援助団体の監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成27年度において財政的援助を与えた団体につき監査を行ったので、その結果の報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出する。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を30日以内に通知してください。

1 監査の対象 平成27年度において市が財政的援助を与えた団体

〔観光課主管〕

はかた夏まつり振興会

2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
平成28年12月5日～平成29年2月19日	川口義輝・谷口芳史
平成29年2月20日～平成29年2月27日	川口義輝
平成29年2月28日～平成29年9月5日	川口義輝・藤原秀博

3 監査の結果 次頁のとおり

はかた夏まつり振興会

1 主管部課

産業部 観光課

2 補助金の名称

市民協働型イベント事業費補助金

3 補助金の金額

9,965,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱

5 補助の目的

地域振興のために地域住民が自由な発想のもと自らが事業の企画立案及び資金調達等を行って実施する市民協働型イベント事業に対し、予算の範囲内において、市民協働型イベント事業費補助金を交付することにより、個性を生かして自立する地域社会づくりに資することを目的とする。

6 監査結果

経理事務について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘事項)

- 1 今治市市民協働型イベント事業費補助金交付要綱において、補助金の額は、事業費から自己調達資金を差し引いた金額となっているが、自己調達資金として取り扱うべき寄付金の一部及び預金利子が、収支報告書の確定精算額に含まれていなかった。また、繰越金があるにもかかわらず、本要綱の施行以後、自己調達資金に繰越金等自己財源を計上していないため、補助金が過払いとなり、繰越金が増加している。今後は、収支予算書に繰越金等自己財源を計上するなどし、収支報告書を正確に作成することで、適正な事務処理を行われたい。
- 2 事業実施から実績報告（中間精算）までに2か月以上要しているため、事業実施後は、できる限り速やかに実績報告を提出し、補助金額の確定及び支払いを受けるように、振興会を指導されたい。（観光課）
- 3 今治市の財政的援助団体等の会計取扱要領5会計帳簿等において、物品（備品）台帳を備えることとなっているが、未整備となっていたため、台帳の整備を行われたい。